

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1081	10812020	文部科学省	東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された自治体においては、市民の安全を確保し、災害に迅速かつ確に対応できる施設整備が急務となっている。学校施設については、地震や余震発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急的な避難所としての役割を果たす必要があるため、その耐震性能確保に向けて弾力的に大規模改修を推進することが必要となっている。そこで、大規模改修事業(老朽施設改修工事)の補助基本額の上限・下限の制限を廃止することによって、それぞれの学校規模や必要性に応じた柔軟な事業実施を可能とする。また、本市の社会教育・社会体育施設は、ほとんどが第1次避難所に指定されるなど、地域住民の応急的な避難所としての役割を担っている。このため、耐震性能を高める必要のある施設については、耐震補強事業を国庫補助の対象とするよう、国庫補助制度の弾力的運用を求める。	1. 公立学校施設整備費国庫補助要項 2. スポーツ振興法第20条	1. 大規模改修事業においては上限・下限が設けられています。 2. 社会体育施設整備費補助は、地方公共団体が行うスポーツ施設の整備に要する経費の一部を補助するものです。 また、公立の社会教育施設整備に対する国庫補助制度については、現在当省には存在しません。	C	1. 補助事業の下限の撤廃については国と地方の役割分担の観点から受け入れることは困難であり、上限の撤廃については過大な事業に対する国庫補助を防止する観点から困難です。なお、上限については、様々なメニューを組み合わせることによって規模の大きい事業についても国庫補助を行うことは可能です。 2. 社会体育施設整備費補助は、誰もが、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりのための制度で、スポーツ活動を行う場の整備として地方自治体のみでは対応が困難な施設の新設、改築を補助対象としています。そのため、ご提案の既存施設の改修については、厳しい財政状況も鑑み、概算要求には反映しておらず検討も困難です。 また、提案のうち社会教育施設における国庫補助制度の弾力的運用については、既に施設整備に関する補助制度が廃止されているとともに、新たな国庫補助制度の創設は困難であるため、概算要求へ反映しておらず、検討も困難です。	-	兵庫県	洲本市	災害に強いまちづくり構想	文部科学省	0810120
1094	10942010	文部科学省	急激な少子高齢化、核家族化の傾向が著しくなるとともに、保護者の子育てに関する価値観も多様化してきている中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備し、幼稚園、保育園の区別なく地域の特色を生かした環境のもとで小学校教育につなげていく(幼保一元化を早期に実現させていただきたい)。		幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設です。	C	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、平成18年度の制度施行に向け、現在検討を進めているところです。その検討の中で、幼稚園と保育所に係る財政措置等の在り方についても検討を行っております。ただ、予算措置の具体化は、平成18年度においてなされるものであるため、平成17年度概算要求において反映しておらず、その検討も困難です。	-	大阪府	㈱アメリカンビレッジスクール	次世代育成型幼保一元化構想	文部科学省 厚生労働省	0810170
1122	11222010	文部科学省	近年、欧米諸国の先進国では、高齢者の介護保険等にかかる予算の増大が懸念されることから、高齢者の健康余命を延伸させる試みがなされている。長野市にも早急に高齢者の対応策を進めていく必要があることから、信州大学教育学部、長野県短期大学、松本大学、城西病院、長野県健康づくり事業団を中心に「運動とコミュニケーション」を基盤とした、健康余命を延伸させていく(プロジェクトを進めていきたい)。長野市のシニアを集め、体力測定、血液検査、希望者に仲間を合わせた運動プログラムを設定し、「運動とコミュニケーション」の理論と実践を学び、運動習慣の継続を楽しく・仲良く・温かくをモットーに進めていく。将来的には地域の健康づくりのリーダーとして活躍できる人材を育てる。の理論と実践を学び、運動習慣の継続を楽しく・仲良く・温かくをモットーに進めていきたい。また、将来的には地域の健康づくりのリーダーとして活躍できる人材を育てていきたいと考えている。具体的には長野県健康づくり事業団にこの基盤システムを定着させ、長野市の地域モデルとしていく。その後、長野市にある6箇所の保健センターの保健師を中心に、長野県健康づくり事業団の基盤システムと同じシステムを導入していく。この間、大学の知識を活用して、体力的、精神的、社会的な評価を、学会等で随時、発表していく。このような予防介護に関する「長野ウェルネス大学」を実施し、介護保険・国保の支払いの減少と高齢者の継続的な運動とコミュニケーションを約束することで、高齢者福祉推進事業補助金を廃止して、便途を自由化する。	スポーツ振興法第20条	社会体育施設整備費補助は、地方公共団体が行うスポーツ施設の整備に要する経費の一部を補助するものです。また、地方スポーツ振興費補助金は、地方公共団体が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の一部を補助するものです。	C	社会体育施設整備費補助は、我が国の体育・スポーツの振興を目的とし、身近なスポーツ活動の場の整備事業に補助を行うもので、高齢者に限らず国民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりのための補助制度です。地方スポーツ振興費補助金は、我が国の体育・スポーツの振興を目的とし、地方公共団体が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の補助を行うもので、スポーツ指導者の養成活用など、高齢者に限らず国民誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりのための補助制度です。したがって予防介護のために本補助金を廃止すると、上記目的が達成できなくなりますので概算要求において反映しておらず、検討も困難です。 文部科学省では、引き続き高齢者を含めた幅広い国民層に対応した地域におけるスポーツ振興を推進していきます。なお、ご提案の内容の一部については、子どもから高齢者まで誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブを育成することによって実現可能と思いますので、地方公共団体や県体育協会、県広域スポーツセンターなどにご相談下さい。	-	長野県	箕輪町、信州大学教育学部、寺沢宏次	長野ウェルネス大学構想	文部科学省 厚生労働省	0810450
1137	11372010	文部科学省	富士河口湖町では、「ゆとりある文化のまち」を目指し、様々な面で文化芸術を推進しております。この中心となる施設として、大自然の雄大な環境の下で、音楽や文化芸術を楽しむことのできる野外音楽堂「ステラシアター」と、湖のほとりで優雅に音楽を楽しむことのできる「河口湖円形ホール」があります。この両施設は、現在の富士河口湖町における、文化芸術の拠点として、活用されています。しかし、野外音楽堂「ステラシアター」は、野外のため雨天時には公演の中止や延期等があり、せっかく上質の芸術文化を享受できる機会を逸してしまうことがあります。この施設が、全天候型の施設であれば、より有効に活用でき、地域の発展につながります。 また、これに加え、地域の基盤整備として、芸術文化団体の活動支援を行うことで、中身のある充実した「ゆとりある文化のまち」づくりを推進していこうと考えております。 これらの地域の芸術文化活動を推進していくためには、地域住民が文化施設をサポートし、文化施設の運営を支援する体制づくりを強化していく必要もあります。このためには、芸術文化の拠点の再整備と芸術文化団体の育成のための支援が必要となります。 このため、平成13年12月7日に交付された、「文化芸術振興基本法」にある文化施設の充実となる支援策をより一層進めていただき、地域の発展につながるような施策を推進していただきたいと思います。	文化芸術振興基本法	・文化芸術による創造のまち支援事業は、中・長期的な視野で地域文化振興の基盤を整備する観点から通年を通して実施するものです。 本年度の募集については、既に終了しています。	A	・「文化芸術による創造のまち」支援事業については、平成17年度も引き続き要求することとしています。	-	山梨県	富士河口湖町	ゆとりある文化のまち整備構想	文部科学省	0810400
1141	11412010	文部科学省	NPOが社会体育施設整備費補助金を活用し、複合型商業施設の屋上にフットサルコートを整備し、運営を行う。	スポーツ振興法第20条	社会体育施設整備費補助は、地方公共団体が行うスポーツ施設の整備に要する経費の一部を補助するものです。	C	スポーツの振興上の課題の多くが公の施策の不十分さにあるという考えに基づき、スポーツ振興法が策定され、現在、地方公共団体のみを対象にスポーツ施設の整備に対する補助を行っているところであり、厳しい財政状況等も勘案して、企業等に対する補助は、概算要求に反映しておらず、検討も困難です。 また、地方公共団体が施設を整備し、その運営を貴法人が行うことを検討されるなど、地方公共団体が事業者とよく連携することが必要と考えられます。また、地方公共団体が地域再生計画を策定することが基本となっていますので、貴社、貴法人と地方公共団体でよく相談していただきたいと思います。	-	鳥取県	倉吉ショッピングセンター株式会社 特定非営利活動法人 未来	集まる仲間たち！フットサルコミュニティでショッピングセンターを再生	文部科学省	0810100

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1143	11432010	文部科学省	<p>事業の必要性 公立小中学校の施設は昭和40年から50年代に建設された校舎・屋内運動場等が大半を占め、地方自治体は施設の老朽化対策や耐震性の推進などに計画的に取り組んでいる。 地方自治体にとっては国庫補助金は大きな財源であり、なくてはならないものである。しかし、その補助金の採択基準等がその年度の国の財政状況や全国の地方自治体の事業量により変化するため、補助範囲の縮減や採択されない事業がある。 太田市では、平成14年度より3年計画で市内全ての小中養護学校30校の大規模改造(学校トイレ改修)に取り組み実施してきたが、国の平成16年度事業の調整方針が耐震性の確保を優先したため、大規模改造事業の学校トイレ改修は採択されないことから最終年度である今年度においては、市の単独事業として実施学校数を減らして実施することになった。 提案内容 このようなことから、地方自治体が必要と考え、計画的に実施しようとする事業ができなくなっているのが現状である。 国は(仮称)公立学校施設整備交付金を創設し、現行の公立学校施設整備費補助金を、公立学校施設整備交付金として各地方自治体に配分する。配分に当たっては、各地方自治体の学級数等を算定の基礎とする。各地方自治体はそれを学校施設の整備にあたり、現行の運用細目補助要項の事業に基づき、各地方自治体の重要度、緊急度により使用する。もし、その年度に使用しない場合は基金として積み立て、必要に応じ計画的に活用する。 効果 地方自治体は毎年一定額の学校整備資金が見込まれ、国の動向を気にせずに財政計画や学校施設整備計画の実施が行なわれ、地方自治体が最優先としている事業が実施できる。ひいては、学校施設の老朽化対応や耐震性の推進が図られる。</p>	義務教育諸学校施設費 国庫負担法 公立学校施設整備費国庫補助要項	公立学校の施設整備については、設置者である地方公共団体がその経費を負担することが原則であり、国は、義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づく施設整備についてその経費の一部を負担するほか、第一義的には、地方公共団体が自らの財源を持って行うべき一部の事業について、奨励的に補助金を交付しているものです。 具体的には、現在、過半数の学校施設について耐震上の安全が確認されていないことから、児童生徒の生命安全を確保するため、国として、補助金を重点的に配分することにより、公立学校施設の耐震化を強力に推進しているところです。また、このことは、「骨太の方針2004」に記述された「地域の防災拠点となる公共施設の耐震化等の推進」に合致するものであることから、公立学校施設整備費補助制度の維持が必要であり、本提案への対応は不可能です。 しかしながら、本提案に記述のとおり、公立学校施設の老朽化対策や耐震化の推進は喫緊の課題であることから、これらの課題へ対応するために必要な補助制度の改革等については、各地方公共団体の提案を踏まえて検討してまいります。	C	公立学校の施設整備については、設置者である地方公共団体がその経費を負担することが原則であり、国は、義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づく施設整備についてその経費の一部を負担するほか、第一義的には、地方公共団体が自らの財源を持って行うべき一部の事業について、奨励的に補助金を交付しているものです。 具体的には、現在、過半数の学校施設について耐震上の安全が確認されていないことから、児童生徒の生命安全を確保するため、国として、補助金を重点的に配分することにより、公立学校施設の耐震化を強力に推進しているところです。また、このことは、「骨太の方針2004」に記述された「地域の防災拠点となる公共施設の耐震化等の推進」に合致するものであることから、公立学校施設整備費補助制度の維持が必要であり、本提案への対応は不可能です。 しかしながら、本提案に記述のとおり、公立学校施設の老朽化対策や耐震化の推進は喫緊の課題であることから、これらの課題へ対応するために必要な補助制度の改革等については、各地方公共団体の提案を踏まえて検討してまいります。	-	群馬県	太田市	公立学校施設整備交付金の創設	文部科学省	0810010
1171	11712010	文部科学省	<p>産学官連携に関する現行補助金制度では、各省庁の制度とも研究開発期間が2～3年程度であり、基礎研究から産業化までを一貫して機動的・柔軟に推進することが難しく、このことが産業化の成果を生み出していく上での大きな障害となっている。また、単年度毎の配分といった事項も、研究開発を柔軟に進める上で障害になっている。 また、産学官連携のコーディネータ人材の確保のための補助金等についても、期間が限定されていることから、有能な人材の確保や若手人材の計画的な育成が困難になっている。 この他、立ち遅れている研究設備やインキュベーション施設等の整備についても、県の裁量のもとでのタイムリーな整備を可能とする補助金制度等が無いことなどの問題を抱えている。 このため、今回の提案では、各省庁の産学官連携補助事業を廃止し、地域の裁量により使途を自由化し、本県の産学官連携による地域経済の再生構想を実現しようとするものである。 また、計画修了後は、事前に設定した目標の達成状況に関する事後評価を求め、その結果については、国がチェックし公表するものとする。 当構想で事前に設定する目標は具体的な事業成果であり、次のとおりである。 産学官共同研究企業数を平成14年度末現在の71社から平成22年度末までに4倍の284社創出する。 大学発ベンチャーを平成15年度末の10社から平成18年度末までに20社の創出を実現する。</p>	-	都市エリア産学官連携促進事業は全国37地域において、地域の個性発揮を重視し、先端的分野のみならず、地域特性を活かした各種分野で、大学等の「知恵」を核とした地域の産学官連携の取組により、新技術シーズを生み出し、新事業の創出、地域産業の育成等を目指した事業です。 地域結集事業は、地域として産業化の必要性の高い個別的研究開発課題を集中的に取扱い、実用化・企業化につなげるための産学官共同研究事業です。大学等で創出された技術シーズを基にした試作物やプロトタイプの開発等、新技術、新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施しています。 RSP事業は大学等の研究成果を積極的に発掘し、その成果を活用するため、科学技術コーディネータからなる専門家チームを結成し、研究成果の育成等を図っていく事業ですが、現行の事業が終了後、抜本的な見直しを図っていきます。	C	ご提案にある産学官連携補助事業をはじめ各省において実施されている施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした政策目的が異なる政策をまとめて廃止し、地域の自主裁量に委ねることは、一部の政策目的が達成されない恐れが生じることから過当ではありません。 一方、文部科学省としては、ご提案にもある様に産学官共同の研究開発の成果を事業化に効率的に結びつけることが重要であることに鑑み、大学等を中心とした基礎研究分野における産学官連携事業である「知的クラスター・創成事業」と経済産業省で実施されている、企業を中心とした産学官連携による実用化技術開発等を通じ、新事業創出を図ることを目的とした「産業クラスター計画」との連携強化に取り組んでいるところです。特に17年度においては、産業クラスター計画参画機関のニーズに基づく新規共同研究の実施等の方策について概算要求に盛り込んでいるところであり、また、総合科学技術会議では関係省庁が連携し政府一体となって取り組むべきテーマを連携施策群として積極的に推進することとしており、その一つとして「地域クラスター」が指定されています。	-	岩手県	岩手県	産学官連携による地域経済再生構想	文部科学省 経済産業省	0810310
1172	11722010	文部科学省	<p>多省庁・部局で縦割り・細分化して制約の多い「都市と農山漁村の交流」に関連する補助事業(ソフト事業、小規模ハード事業)を廃止し、地域の裁量でグリーン・ツーリズム等の推進に活用できるよう、その使途を自由化する措置を講じること。 このことにより、これまで各国庫補助事業ごとに行われていた補助金に係る煩雑な事務が解消されるとともに、自治体の裁量により総合的かつ効果的な「都市と農山漁村の交流」に係る取組みを展開できる。</p>	-	文部科学省では、都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、農林水産省をはじめとする関係各都府県と連携し、農山漁村での自然体験活動や、既存ストックを活用した共生・対流の活性化を推進しているところです。	C	都市と農山漁村の交流に関連する補助事業については、政策・施策の目的を達成するための所要の制度等を設けているところである。廃止・統合した場合には、そうした政策・施策の目的を達成することが困難となるため、補助事業についてはこれを維持しつつ、限りある予算を有効に活用するといった観点から、各種事業を政策群に位置づける等、各省が積極的に連携しているところです。 また、事務手続きの負担軽減の方策としては、各省庁が連携した情報提供体制の整備について平成16年第2四半期を目標に現在調整を進めているところです。	-	青森県、秋田県、岩手県	青森県、秋田県、岩手県	北のふるさと再生構想	農林水産省 文部科学省	0810070
1176	11761010	文部科学省	<p>・文部科学省「子どもの居場所づくり」事業を推進するにあたり、内閣府認証NPO法人に運営を委託することを可能とする。 ・本事業の運営は、地域または中央省庁の教育部局担当者、有識者、保護者、地域の産業関係者、地域の市民団体、内閣府認証NPO法人役員等で構成する推進委員会を設置し、その諮問に基づいて行うものとする。 ・事業の成果は、推進委員会の報告をもとに関係する省庁または自治体の評価を得るものとし、その成果の責任は運営を受託したNPO法人が負うものとする。 ・運営に必要な最小限の経費について補助を受ける。 ・地域の大学生、産業関係者、民間教育機関関係者のボランティア登録と採用、研修は受託したNPO法人が行うものとする。</p>			D	平成16年度新規事業「地域子ども教室推進事業」実施要綱において、委託先はNPOをはじめ幅広い関係機関・団体等で組織する運営協議会等に委託することとされているとともに、具体的な事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた対応を可能としている。また、事業終了後、上記協議会等は報告書を作成し、文部科学省へ報告することとなっています。(平成17年度も引き続き、概算要求しているところです。)	-	東京都 他	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	文部科学省「子どもの居場所づくり」事業推進プロジェクト	文部科学省	0810200
1183	11832010	文部科学省	<p>公共施設の木造化による林業再生を図るため、公立学校施設整備事業において町産材を活用する場合には、前年度における木材の調達費用についても工事費の一部として補助対象とする。</p>	公立学校施設整備費国庫負担(補助)事業	木造建物は小規模や低層のものでも2カ年の事業として採択しています。	D	木造施設をつくる場合、前年度の木材調達費用を工事費の一部として補助することについては、木材調達や乾燥に相当の期間を要することから、従来より、小規模や低層のものでも2カ年の事業として採択できるようにしており、前年度の木材調達であっても補助対象とすることができるため、現行制度で対応可能です。	-	岩手県	紫波町	循環型まちづくり構想	文部科学省	0810030

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1195	11952010	文部科学省	<p>交付申請時期について、5月中旬からしか申請できない制度となっているため、年度当初(4月)から実施できるよう、一部事業の申請時期の早期化を図る。</p> <p>交付金制度上、事業期間の延長(繰越)が認められているものの、実際の運用に当たっては、国から厳しい関与を受けるため繰越が認められない事例が見受けられるため、事業期間の延長に対する運用を弾力化する。</p> <p>一度造成した基金については、その使用において大幅な制約がある。現在の処分期間(5年)を延長し、事業の円滑な推進を図れるようにする必要がある。また、現在基金造成の目的変更は認められていないが、真にやむを得ない場合の基金造成の目的変更が可能となるように弾力化する。</p> <p>交付金制度上、他の国庫補助事業との併用が厳しく規制されている。国庫補助金の補助率にかかわらず、各自治体の判断で財源として充当できるようにする。</p> <p>申請した事業の事業費の補正が認められておらず、上期、下期それぞれの期で完了されてしまうため、限度額上限まで活用できない場合がある。交付金をできる限り活用できるよう、活用できなかった交付金を次年度に繰り越して使えるように弾力化する。</p> <p>地域が限定されている広報・安全等対策交付金事業を県域全体での事業展開が可能となるよう対象地域を拡大する。</p>	<p>電源三法交付金・補助金では、</p> <p>・交付金の交付申請については毎年度5月15日～5月30日までと定めています。</p> <p>・交付金・補助金事業のが一会計年度内に完了しなかった場合、交付金事業の翌年度への繰り越しを認めています。</p> <p>・電源三法交付金のうち、電源立地地域対策交付金(統合前の各交付金を含む)においては、将来、特定の事業を実施するための資金とするための基金を造成する費用に交付金を充当することを可能としています。</p> <p>・同一事業であっても、他の国庫補助金等で充当するものと電源三法交付金等により充当するものを明確に区分できれば他の国庫補助金との併用を可能としている。区分が不可能な場合は当該補助事業が予算補助であった補助率が1/2以下の場合に限り充当を可能としています。</p> <p>・交付決定後に主務大臣の承認を受けることを条件に交付決定を受けた事業内容の変更を認めています。</p>	<p>電源開発促進税法第1条、発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条、電源開発促進対策特別会計法第1条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条</p>	<p>D</p> <p>D</p> <p>-1 D</p> <p>-2 C</p> <p>C</p> <p>-1 D</p> <p>-2 C</p> <p>C</p>	<p>交付規則においては、交付申請期間を年2回(5/16-31、10/16-31)としており、事業開始の時期については、原則として交付申請日からの事業の開始としているが、これまでも、継続的事业であり、かつ、真にやむを得ないものについては、年度当初からの事業開始を認めてきているところである。ご提案の年度当初から実施を行いたい一部事業についてはどのようなものか不明だが、地域再生の観点から必要なものがあれば、具体的な計画をご相談いただきたい。</p> <p>事業の延長(繰越)については、これまでも認めてきたところであるが、国の会計制度上、予算は会計年度独立の原則とされていることから、事業の延長(繰越)については、天変地異や事故など、真にやむを得ないものに限り認めてきたところである。繰越が認められない事例がどのようなものか不明だが、地域再生の観点から延長等が必要な事業があれば、事前にご相談いただきたい。</p> <p>-1交付金・補助金(以下「補助金等」という)における基金の造成については、当該基金を活用して行う事業の目的及び規模等により例外的、かつ、限定的に認めているところである。その際、公的資金の必要以上の滞留を避け、交付金事業・補助事業の速やかな実施を期するため、処分期間を設けているところであり、その延長は国の予算の適正な執行の観点からは、難しいところである。しかしながら、個々のケースにもよるので、まずはご相談いただきたい。</p> <p>-2補助金等における基金の造成は、交付決定の対象である事業の遂行のために認められているものである。よって、基金造成の目的の変更は、交付決定で認められた補助金等の目的たる事業そのものを変更することであり、国の予算の適正な執行の観点からは難しいところである。</p> <p>一般会計と電源特会の補助金等の併用については、国の予算制度上、特別会計を設置するのは一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限ることとしていることから、区分経理の意味を失わせることでもあるので困難なところである。しかし、現行制度下においても、他の国庫補助金等と明確に区分できる。法律補助において法定された適正な補助率を害しない等、一定の条件を満たす場合に、併用は可能である。個別のケースについては、まずはご相談いただきたい。</p> <p>-1 事業の事業費の補正については、変更交付決定等により認めてきたところであるので、補正がある場合にはご相談いただきたい。</p> <p>-2 活用できなかった交付金の次年度への繰越については、国の会計制度上、予算は会計年度独立の原則とされていることから、極めて困難であるが、事業の執行上、真にやむを得ないものがあれば、ご相談いただきたい。</p> <p>広報・安全等対策事業については、交付金制度上、原子力発電施設等の所在市町村及び周辺市町村について限定しているところである。しかし、貴県が想定している事業について必要があれば電源三法交付金制度の趣旨に照らし検討させていただき、想定されている事業を具体的にご相談いただきたい。</p>	-	福井県	福井県	ふくい原子力・地域産業共生構想	経済産業省 文部科学省	0810320
1198	11982010	文部科学省	<p>複数の機能を併せ持つ施設の整備に柔軟に対応し、複数の補助金等交付申請手続きなどの一括化による事務処理の省力化・効率化を図るため、電源立地地域対策交付金や保健衛生施設等施設整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金など複数の補助金等の統合もしくは交付金化を行う。</p> <p>事業全体で交付決定を受け、事業間の経費の流用等について弾力的運用を認めることにより、事業途中における計画の一部変更等への柔軟な対応を可能にする。</p> <p>施設整備等事業期間が複数年にわたる場合、初年度に事業全体について補助金等の交付申請を行い、事業全体について交付決定を受けることにより、事務処理の効率化を図る。</p>	<p>電源立地地域対策交付金は発電用施設が所在する市町村又は所在する市町村の周辺市町村が行う当該地域への企業の導入や住民福祉の向上に資する各種ハード・ソフト事業に要する費用に対し交付金を交付することにより、発電用施設の立地及び運転の円滑化を図ることとしており、対象メニューの一つとして文化センターや保健施設等(各機能を併せ持つ複合型施設を含む。)の社会福祉関連施設の整備が盛り込まれています。</p>	<p>発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条、電源開発促進対策特別会計法第1条第2項</p>	C	<p>共通 電源立地地域対策交付金は原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化を目的とした特別会計で措置されており、他の一般会計との統合は、特別会計として区分経理している関係上、概算要求に反映しておらず、検討も困難です。</p> <p>国の会計制度上、予算は会計年度独立の原則に基づき、後年度の予算に対して交付決定を行うことは極めて困難であり、概算要求に反映しておらず、検討も困難です。</p>	-	福井県	福井県	地域福祉拠点複合施設整備構想	厚生労働省 経済産業省 文部科学省	0810340
1211	12112020	文部科学省	<p>子供達はもとより、保護者や教師にとっても、新しい校舎の一刻も早い完成を待ち望む思いは強い。しかし現実には、学校建設、特に老朽校舎等の建替えは、完成に至るまで多くの年数を要する。新校舎で学べると思っていた子供達の期待に反し、完成時には卒業してしまうなどのケースも少なくない。</p> <p>この点を少しでも改善する上で、工事着手後の工期短縮が求められるが、現行の国の補助制度と継続費の精算制度が重なり、思うように工事進捗がはかれないケースが多い。</p> <p>具体的には、2か年にわたる学校建設事業の場合、文部科学省は、原則初年度4割、次年度6割と国庫補助金の支出割合を固定している。地方債の枠もこれに連動しており、自ずと初年度の予算額は全体の4割となる。なおかつ、現行予算制度上、各年度の支払いは、当該年度の出来高によるため、工事出来高そのものを4割に合わせる必要がある。不足の場合は繰越手続きが可能であるが、4割を超えて施工することはできない。</p> <p>複数年にまたがる事業を円滑に推進して行く上で、継続費制度は必要不可欠のものであるが、その運用は、上記のように工事等実績(出来高)に基づく単年度精算主義の会計原理に縛られている。このため、初年度に工事が進捗しても、そのペースを落として4割にとどめ、6割を翌年度に回さざるを得ないこととなる。新校舎の完成は、現場工事の事情ではなく、国庫補助制度と予算制度によって制約されてしまう。そのことが一刻も早い完成という期待に応えられない理由のひとつとなっていることは、市民にとって、理解の範囲を超えたものである。</p> <p>こうした制約を取り除くため、国庫補助制度と予算制度の双方を改善する必要がある。具体的には、年度ごとの国庫補助金や地方債の枠に関わりなく工事を進めることが可能な制度づくりが求められる。そのためのメニューとして、継続費の単年度出来高精算方式を廃止し、契約ベースでの支払い方式(着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払い方式)を認める。</p> <p>これに連動して、国庫補助金を年度ごとの出来高支払方式から仮払い精算方式、若しくは一括後払い方式とする。後払い方式とする場合は、地方独自の資金手当てが可能となるよう、年度「またがる」(つなぎ地方債制度)を導入する、などが考えられる。</p> <p>これらの方策により、単年度会計原則のゆえに工事等の進捗がはかれないという現状を改善し、子供達が一刻も早く新校舎で勉強したいという思いに応えたい。</p>	<p>財政法第14条の2</p>	<p>個々の事業の支出割合については4:6を基本としつつも、個別の事情に応じて支出割合を設定することは現行制度においても可能です。</p>	D	<p>公立学校施設整備費補助の国庫債務負担行為事業については、初年度4割、後年度6割の割合で予算精算しているところです。これは、ほとんどの公立学校施設整備事業が夏季休業期間中に着手するなどの事情により、2箇年にわたる施設整備事業については、後年度の実施割合が高いことに基づいたものです。しかし、この支出割合はあくまでも予算総額に関するものであり、個々の事業の支出割合については4:6を基本としつつも、個別の事情に応じて支出割合を設定することは現行制度においても可能であり、各地方自治体の財源計画に支障を生じないよう対応してまいります。</p>	-	埼玉県	草加市	ふるさと学び舎・再生プロジェクト	総務省 文部科学省	0810050

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1211	12112030	文部科学省	公共事業の見直しが求められている一方、義務教育施設については、従来から、補助、地方債を含めて、国からの十分な財政支援が受けられない状況にある。同時に、地域のコミュニティ施設、生涯学習施設については、往々に「箱物」と称され、支援そのものが殆ど行われていない状況にある。 とはいえ、その双方とも地域にとっては不可欠なものである。教育、市民文化活動の基礎を支えるにとどまらず、その双方が「相まって「ふるさと」が醸成され、地域の活力、自治力が育って行く。草加市では、まとまった用地確保が困難という地域事情に加え、この2つの施設を合わせることで得られる相乗的な効果に着目し、学校建替え等に際して複合化することを計画している。このことにより、これまでとすれば閉ざされがちであった学校を市民に開き、地域にとって最も重要なコミュニティ拠点「ふるさと学び舎」としての位置づけを市民と共有して、地域再生に生かしていこうと考えるものである。 この意義を広げて行くため、現行の国庫補助・地方債制度をこれを促進するものへと再設計することを提案する。具体的には次のとおりである。 義務教育施設を地域の主要な「公共インフラ」として捉え、国の政策上の位置づけを再評価する。 これに生涯学習施設等機能を付加した場合を含めて、特色のある学校づくりに対して「ふるさと学び舎再生計画」の認定制度を設ける。 現在の個別的補助制度と地方債を統合し、校舎及び複合施設整備のほか特色ある教育、世代間交流等ソフト事業も包括的に支援対象とする「ふるさと 学び舎再生交付金制度」「学び舎再生地方債制度」を設ける。		現在、文部科学省において、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備を推進するため、地域・学校連携施設整備事業を行っているところ。なお、ソフト面で、学校に特化した地域コミュニティの取組みを支援する制度はありません。	C	学校を地域との交流拠点とするため、施設整備事業と関連のソフト事業を統合することについては、学校のみを対象として生涯学習拠点をソフト面で支援する制度がないため、提案の実現にあたっては新規の予算措置が必要であり、厳しい財政状況も鑑み、概算要求で対応してはならず、検討も困難です。なお、文部科学省では、教育、文化、スポーツの振興による地域づくりを支援する総合窓口として地域づくり支援室を設置しておりますので、適宜ご相談ください。	-	埼玉県	草加市	ふるさと学び舎・再生プロジェクト	文部科学省 総務省	0810060
1216	12162150	文部科学省	食育活動の一環として、土地改良区等が行う「田んぼの学校」「水利開発などの学校教育支援」「親子施設めぐり」「語り部による出前授業」などについて、現行の支援制度では対処できないので、土地改良区等が事業主体となる新たな支援事業を創設されたい。	1. スポーツ振興法第20条 2. 教育職員免許法第3条の2	[1. 田んぼの学校について]子どもたちの豊かな人間性をはくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに体験型環境学習を行う事業を行っています。 [2. 語り部による出前授業について]優れた知識・経験や技術を有する社会人を学校現場に迎え入れる特別非常勤講師制度を行っています。	D	[1. 田んぼの学校について]提案の趣旨は、農村の環境整備及び農業体験活動への新たな支援事業を創設することを提案しているものと考えられますが、農林水産省等関係省庁と連携して、農業体験等の体験活動に資する環境整備をし、その場所で体験型環境学習を行うといった事業については、平成16年度においても「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」で行っており、平成17年度要求にも当該事業を盛り込むこととしています。 [2. 語り部による出前授業について]提案の趣旨は、農村の環境整備及び農業体験活動への新たな支援事業を創設することを提案しているものと考えられますが、優れた知識・経験や技術を有する社会人を学校現場に迎え入れる特別非常勤講師制度により、語り部の人々を教壇に立たせることは可能です。なお、平成13年度より、各都道府県が行う特別非常勤講師配置事業に係る経費に対する補助事業を行っているところであり、平成17年度概算要求においても、引き続き当該補助事業に要する経費について予算要求を行っています。	-	栃木県	那須野ヶ原 土地改良区 連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	農林水産省 文部科学省	0810150
1223	12232010	文部科学省	交流基盤の整備や交流促進事業の推進等をすすめる上で、現行の補助制度を統合し、「地域再生資金」を創設。住民満足度や入込客数、経済波及効果等を評価指標とした地域再生計画を「地域再生資金」により支援。資金の概算交付を行い複数年度の執行を可能とする。成果目標の検証を行い、未達の場合、資金の一部返還もあるとする。	文化財保護法第73条の2	提案を受けた「地域中核史跡等整備特別事業」は、現在「史跡等総合整備活用推進事業」に組替え、各地域に備える史跡の特性に応じた整備を計画的に実施し、積極的な公開活用に取り組んでいます。	C	史跡等総合整備活用推進事業は、貴重な国民共有の財産である文化財を適切に保存し次世代に継承していくため、国指定文化財である史跡の特性に応じた整備を行い、広く国民への理解を促進し積極的な公開活用の促進を図るものです。 本事業は史跡の規模、時代、内容等の特性に応じ、地方公共団体が策定する整備計画に基づき計画的に整備を実施するものであり、また、史跡は地域的に偏在して分布していることから、全国を比較し、より緊急度の高い史跡に対して交付するものです。そのため、ご提案の住民満足度や入込客数、経済波及効果等の評価指標になじまない上に、国として重要な文化財の保護を確実に実施するという観点から、提案を概算要求に反映してはならず、検討も困難です。	-	島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町 合併協議会	日本のふるさと交流再生計画	総務省 国土交通省 農林水産省 文部科学省	0810090
1244	12442010	文部科学省	日本の社会構造の急激な変化に伴い、旧来の子育ての環境は急変し、当の子供、そして一番の子育ての担い手である母親へ、そのしわ寄せが行き、不幸な事件が後を断たない、地域として「声なき声」にどの様に対応していくか、早急に取り組むべき課題であり、地域に住む子育て経験者、保健所等従来の保育環境も有効利用し、子育てに悩む保護者の駆け込み寺の存在として小規模でも柔軟な保育サービスができる環境整備に早急に取り組む必要がある。又、サービス内容も「単なるお預かり」でなく「教育的要素」も盛り込んだ施設作りが、次世代の人格形成には必要だと判断から、幼児教育と保育を一元化した「総合施設」の設置を認めて頂きたい。		幼稚園は学校教育法に基づく(学校であり、保育所は児童福祉法に基づく(児童福祉施設です。	C	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、平成18年度の制度施行に向け、現在検討を進めているところです。その検討の中で、幼稚園と保育所に係る財政措置等の在り方についても検討を行っております。ただ、予算措置の具体化は、平成18年度においてなされるものであるため、平成17年度概算要求において反映してはならず、その検討も困難です。	-	大阪府	柿木 美和	次世代育成型幼保一元化構想	文部科学省 厚生労働省	0810160
1252	12522010	文部科学省	「知的イノベーション創出プログラム」は、大学等と連携して、県科学技術関係機関が幅広いコーディネート機能を担う神奈川方式の知的創造活動である。 特に、重点分野であるバイオにおいては、人材養成の取り組みを強化することが急務であり、(財)神奈川科学技術アカデミー(以下「KAST」という。)の教育事業について、東京大学医科学研究所など地域の大学等と連携して、大規模なバイオ人材の育成を進め、研究者/技術者等の育成とベンチャー創業者等の創出に繋がる人材交流を図る予定である。そのために、科学技術振興調整費:新興分野人材養成申請要件緩和(人材育成や教育関連の事業を展開し4年にわたり実績をあげているKASTのような財団法人は申請可能にすること)を求める。	-	平成16年度の科学技術振興調整費公募要領では、プログラム「新興分野人材養成」の対象機関は以下のから、の機関(組織)としてあります。 大学及び大学共同利用機関 国立試験研究機関 独立行政法人、特種法人及び認可法人	E	本要望については、予算ではなく、運用において対応すべきものと認識しており、対象拡大の可能性についての文部科学省内の検討を踏まえ、平成17年度の科学技術振興調整費における各プログラムの概要、対象機関等に係る「科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」(総合科学技術会議)及び「公募要領」(文部科学省)を作成する際に、総合科学技術会議との間で議論してまいります。	-	神奈川県	神奈川県	神奈川方式の知的創造活動「知的イノベーション創出プログラム」	文部科学省 内閣府	0810330
1337	13372010	文部科学省	長野ノノサイエンス産業都市構想の実現に向け、大学等の機能一部移転及びC-nanoセンター(中核施設)を中心市街地に整備することにより、大学等の研究機関と都市機能との融合・調和が図られ、中心市街地活性化及び地域産業活性化に大きな相乗効果が期待できる。 ついでに、現在の中心市街地活性化に関連する多様な助成・補助メニューを、各都市の地域づくりのテーマに応じて柔軟に対応できるよう、都市機能の向上と中心市街地活性化を目的とした事業を中心に、集中的な国の支援を可能にする「都市再生中核施設整備ファンド」(仮称)の設置を提案する。	・中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	地域先導科学技術基盤施設整備補助金は地方公共団体が行う、地域の特性やポテンシャルを活用した先導的研究に資する基盤施設整備事業に対して、地方公共団体が必要とする経費(施設整備費、設備備品整備費等)の一部(1/2以内)を補助する事業です。平成16年度より新規募集は行っておりません。	C	文部科学省では、地方公共団体が行う、地域の特性やポテンシャルを活用した先導的研究に資する科学技術振興の中核的基盤施設の整備を促進し、もって地域における科学技術の確立により我が国の科学技術水準の向上を図ることを目的に地域先導科学技術基盤施設整備事業を実施し、地方公共団体に対し必要な経費(施設整備費、設備備品整備費等)の一部(1/2以内)を補助しています。なお、平成16年度より新規募集は行っておりませんので、新たな予算措置が必要であり、概算要求において対応してはならず、検討も困難です。	-	長野県	長野市	長野ノノサイエンス産業都市構想	国土交通省 経済産業省 文部科学省	0810250

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1359	13592010	文部科学省	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援の実施 (採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施)  文化庁芸術拠点形成事業 独立行政法人日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動) (財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	・文化庁・芸術拠点形成事業(公演事業等支援) ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動) ・(財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業助成要綱	・芸術拠点形成事業については、世界水準の文化芸術の向上を目的としています。 ・芸術文化振興基金については、(独)日本芸術文化振興会が実施していますが、本年度の募集については既に終了しています。	1. C 2. E	1. 芸術拠点形成事業については、平成17年度も引き続き要求することとしていますが、本事業においては、安定した活動基盤の下、支援機関において一定の成果を上げていただくため、年度ごとに適切な見直しを行い、原則として3年間継続した支援を行うこととしておりますが、この支援期間をさらに長期化することは、国による公的な支援として、一定の期間において十分な成果を上げていただくことの必要性や、新規の提案に対しても一定の採択機会を確保する観点から、望ましくないものと考えており、概算要求において対応しておらず、検討も困難です。 2. 芸術文化振興基金については、(独)日本芸術文化振興会が運営方針に基づいて実施しており、文部科学省としては対応できません。	-	兵庫県	兵庫県、西宮市	ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり構想 (現 ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり計画)	総務省 文部科学省	0810360
1359	13592020	文部科学省	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援の実施 国立劇場主催公演開催 国立劇場主催公演開催 国立文楽劇場主催公演開催	-	・提案の公演は、いずれも(独)日本芸術文化振興会の行う事業であり、独法の運営方針に基づいて開催されるものです。	E	・公演については、(独)日本芸術文化振興会が運営方針に基づいて行っているものであり、文化庁として対応することはできません。	-	兵庫県	兵庫県、西宮市	ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり構想 (現 ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり計画)	文部科学省	0810420
1359	13592030	文部科学省	芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の実施 (採択要件(実績・支援期間・団体規模等)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) 文化庁芸術団体重点支援事業 日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成	・文化庁・芸術団体重点支援事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(現代舞台芸術創造普及活動)	・芸術団体重点支援事業については世界水準の文化芸術の向上を目的としています。 ・芸術文化振興基金については、(独)日本芸術文化振興会が実施しているが、本年度の募集については既に終了しています。	1. C 2. E	1. 芸術団体重点支援事業については、平成17年度要求において見直しを行い、「芸術創造活動重点支援事業」を要求することとしていますが、本事業においては、わが国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待されるトップレベルの文化芸術活動を支援するため、一定の要件に基づいた採択を行うとともに、より優れた活動に対して支援を行うため、年度ごとに支援対象を見直し、採択を行うこととしております。こうしたことから、開館後5年間程度の集中実施等は、本事業の趣旨にそぐわないものと考えており、概算要求において対応しておらず、検討も困難です。 2. 芸術文化振興基金については、(独)日本芸術文化振興会が運営方針に基づいて行っているものであり、文化庁として対応することはできません。	-	兵庫県	兵庫県、西宮市	ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり構想 (現 ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり計画)	文部科学省	0810430
1372	13722010	文部科学省	補助対象となる事業、団体等に関する要件の緩和 1 対象となる伝統文化に「地域の伝統学問」を含める。 2 対象となる事業として、都道府県教育委員会が作成するマスタープランに基づかなければならないことを排除し、活動枠を拡大する。 3 対象団体に地方公共団体も含める。	文化芸術振興基本法	ふるさと文化再興事業では、各都道府県、伝統文化保存団体等が、一体的・総合的な伝統文化の保存・活用を推進することにより地域の活性化を図ることを目的としているものであり、国が補助金を交付するといった補助事業ではなく文化庁の委嘱事業として伝承者等の養成、用具等の整備、映像記録等の作成を支援の対象としています。文化庁は各都道府県教育委員会に対して、伝統文化の保存・活用のための総合的な取り組みに関する研究を委嘱し、委嘱を受けた各都道府県教育委員会が、地域の実情等を十分に勘案して、拠点地域、緊急に支援する必要がある活動、具合的な支援・推進方策等を定めたマスタープランを作成しています。	C	対象となる伝統文化は、文化財保護法に定められている無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術等となっています。ご提案の伝統学問については、無形文化財及び無形民俗文化財の対象とされおらず、その他の伝統文化の分野にも含まれておりませんので、本提案の実現には、新制度の創設が必要であり必要であり、現在の厳しい財政事情に鑑みて、概算要求へは反映しておらず、検討も困難です。また、マスタープランに基づかない事業を含めることについても、新制度の創設が必要ですが、これも同様に概算要求への反映はしておらず、検討も困難です。 なお、ご提案のように(後略)、ご提案のように地方公共団体を支援対象とすることについては、本事業の趣旨が伝統文化を伝承していくべき伝統文化保存団体を支援するものであるため、地方公共団体が主体となって行う事業は、本来の目的趣旨から外れると考えております。しかしながら、各都道府県教育委員会が作成しているマスタープランに基づいた伝統文化であれば、地方公共団体が伝統文化保存団体等と一体となって実行委員会を組織して支援対象となることは可能です。マスタープランの作成は各都道府県教育委員会に委嘱していますので、相談していただきたいと思います。	-	福島県	喜多方市	藤樹学の里づくり構想	文部科学省	0810410
1378	13782010	文部科学省	利用者が公共施設を長く、愛着をもって利用できるよう、喜多方プラザ文化センターに対する設備改修経費(工事費・設計料)の補助制度の創設	文化芸術振興基本法	文化施設に対し、設備改修等を補助する制度はありません。	C	本提案の実現には、新制度の創設が必要であり、現在の厳しい財政事情に鑑みて、概算要求へは反映しておらず、検討も困難です。	-	福島県	喜多方市	公共施設のリニューアル活用	文部科学省	0810380
1402	14022010	文部科学省	日本の近代化と公害問題を同時に伝えることのできる足尾町では、全町地域博物館化構想(エコミュージアム構想)を策定し、交流人口の確保増加を目指す計画を進めているところであります。 中でも、産業発展と公害発生という社会的問題は、学校教育においても扱われている内容で、その実体験を行うことのできる現地学習が重要であると考えます。 そこで当町においては、現地で学習する場合の条件整備が図れるなら、過去の教訓からその光と影を学ぶことを提供することが可能であります。 産業遺産を文化財の指定に加え、また補助金を拡充することにより、銅山関連の産業遺産の補修を行い保存管理し、足尾が持つ貴重、かつユニークな資源として、他の地域に例のない独特の文化資源として教育、産業、環境、交通などさまざまな要求に応じることができ、都市と地方の交流を深める、産業遺産、環境教育、文化交流、経済交流等を通じ双方のメリットが期待できます。	文化財保護法	産業遺産に係る建造物については、学術調査等を踏まえ全国的に貴重なものを重要文化財に指定して保護を図るほか、登録有形文化財の登録を推進しています。	C	ご提案の物件については、現時点で重要文化財の指定は困難と考えますが、今後当該物件が登録基準を満たした際には登録有形文化財の登録を進めることは可能と考えます。また、登録有形文化財に対する補助は、届出制を基本とした緩やかな保護措置を講じて所有者の自主的な保護に期待する趣旨から、修理に係る設計管理料を補助しているところであり、現在の厳しい財政事情も鑑みて、補助金の拡充について概算要求へ反映しておらず、検討も困難です。	-	栃木県	足尾町	エコミュージアムあしおの創造 「産業遺産を活用した観光振興」	文部科学省	0810370

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1402	14022020	文部科学省	足尾銅山の歴史は、日本の近代化の礎であり日本最大の銅山として繁栄してきました。その反面「公害の原点」とも言われ環境破壊の象徴として全国的に知られております。松木渓谷は足尾銅山最盛期に銅山からの亜硫酸ガスや山火事によって緑が失われ、荒廃裸地した岩肌の山が連なり、足尾を訪れる人は、荒々しい光景を目にして、一様に驚きの声を上げます。松木地区は、明治30年頃に国有林の治山事業に着手を指示したのが始まりで、昭和12年には内務省(現在の国土交通省)が直轄砂防事業に着手、その後昭和32年から林野庁、建設省、栃木県の3者による本格的な荒廃地の緑化事業が開始された。以後50年にわたり継続され事業を実施しております。このように長きにわたり治山・治水事業が行われ、現在まで荒廃地の約50%の緑化が完了しているといわれています。これからも緑の回復事業は実施されることと考えます。また、環境への関心が高まりNPOやボランティアなども活発になりつつありますので、この地域を環境学習地として指定地域に認定いただくことで、環境破壊の恐ろしさ、緑の回復のために莫大な時間とエネルギーが必要かを歴史的な背景を踏まえ後世に伝える地域とする。そのため各省庁の枠を超えたプロジェクトがこの地域で展開される地域指定を提案いたします。		一般を対象とした環境教育・環境保全の研修プログラム、環境保全の研修プログラムの構築と指導助言、環境学習の誘致に係る補助制度は現在当省には存在しない。	C	国の財政状況が非常に厳しい中で、環境教育・環境保全の研修プログラムの構築、環境学習の誘致に係る国庫補助制度を新たに創設するのは困難であるため、概算要求へ反映させておらず、検討も困難です。しかし平成16年10月より関係省が連携して人材認定等事業登録制度を創設し、同制度による環境教育に関する情報提供を行うことになっており、これを活用し、地方の獨創性を活かしたプログラム開発や環境学習の誘致を進めていただきたいと思います。	-	栃木県	足尾町	エコミュージアムあしおの創造「産業遺産を活用した観光振興」	国土交通省 環境省 文部科学省 農林水産省	0810140
1412	14122010	文部科学省	国において、新事業・新産業の創出のための全国レベルのスキルバンク(登録者例:新技術エージェント等)及びその人材派遣制度を創設する。本県はその制度を活用して、新技術の芽出しから事業化までのトータルプロデュースを行うことのできる人材をこのスキルバンクから派遣してもらう。このことより効率的かつ効果的に新技術・新産業の創出や既存産業の再生が可能になり、本県経済の活性化につなげることができる。	-	-	B-1	産学官連携による共同研究等のコーディネート活動を行っている、全国各地の人材等を対象としたデータベースの整備等を行うこととしており、これらにより、技術移転や実用化の分野について幅広い人材の活用が図られ、効率的・効果的な新産業の創出等に対する支援が可能となると考えております。	-	宮崎県	宮崎県	地域再生プロデューサーによるみやざきビフォーアフター計画	文部科学省 経済産業省 厚生労働省	0810300
1423	14232010	文部科学省	市内には先人たちによって培われた文化遺産があり、国・県・市文化財として指定されている。しかし、すでに戦災等で失われた文化遺産の中にも優れた歴史的建造物等が数多くあったといわれている。そこでいま、こうした歴史的建造物等を復元・保存し、郷土の歴史や伝統、文化を後世に伝えていくとともに、市民の誇りとして保存・活用していくことが必要である。よって、指定文化財の適用を受けないものの、歴史的な背景に基づき現代にその姿を復元することが非常に価値が高い建造物等の新設および保存修理について、一定の範囲内で弾力的に執行することが可能な交付金制度の創設を提案する。 (対象事業例) ・戦災等で焼失した歴史的価値がある建造物等を復元新設する場合 ・すでに復元された歴史的価値がある建造物等を保存するために修理をする場合	文化財保護法	文化庁では、我が国における各時代の典型となるものを重要文化財に指定し、また建設後50年を経過し国土の歴史的景観に寄与する等一定要件に適合するものを登録有形文化財に登録し、これら価値の高い有形文化財を適切に後世に継承していくために所有者等への厳しい規制とともに修理費補助等への支援により貴重な文化財の保護を図っています。	C	文化財保護法に基づく支援は指定又は登録された文化財に対象限定しているため、歴史的建造物の保存・活用に関し、指定文化財でない建造物の復元新設や保存修理に支援するための交付金制度を創設するご提案については、概算要求においても対応しておらず、検討も困難です。	-	岐阜県	大垣市	歴史的建造物等復元整備構想	文部科学省	0810390
1428	14282010	文部科学省	スクールカウンセラーに準ずる者のスクールカウンセラー等の総数に対する割合については、以下のように定められている。「スクールカウンセラーに準ずる者の活用は、スクールカウンセラーの十分な活用ができない場合の経過措置とし、スクールカウンセラー等の総数の30%以内とする。」これをスクールカウンセラー等の配置促進や教職員経験者や地域ボランティア等の人材を有効に活用する観点から次のように変更する。「スクールカウンセラーに準ずる者の活用は、スクールカウンセラーの十分な活用ができない場合の経過措置とし、スクールカウンセラー等の総数の50%以内とする。」		地域によっては、スクールカウンセラーの有資格者が不足しており、スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置としてスクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することが出来ます。	B-1	スクールカウンセラーに準ずる者の割合については、地域の実情に応じて運用上で認めているところであり、平成17年度の概算要求においても、地域や学校の実情に応じ、より効率的に実施出来るよう、予算積算上の割合を変更するなど、改善を図っているところです。 【概算要求における改善点】 H16 H17 準ずる者の割合 30% 40%	-	和歌山県	和歌山県	和歌山県スクールカウンセラー等配置促進計画	文部科学省	0810210
1446	14462010	文部科学省	地域資本市場創成プロジェクトの実行主体となる地域NPOに対して、調査・計画、実行、検証と修正の各段階における統合された補助金の支援を要請。理由は、地域社会の再生の為に資本市場を使った資金循環が不可欠とされる今、現行の制度調査・教育・人材活用・企業支援の補助金制度を改革し、住民の資金を中心に考えた地域における資金調達・仕組み作りといった横断的部分が重要と考えるため、具体的には、地域NPOによる調査・計画段階での民間資金等活用事業調査費補助金(内閣本府)の活用、プロジェクトの全体を通して生涯学習振興費・学校教育振興費(文部科学省)の活用による投資家教育、投資家教育の一層の効果を図る対話システム(支援措置-2に係る)において投資ニーズ調査を行う調査員への緊急雇用創出特別基金補助金(厚生労働省)の活用、地域企業への信用補充支援としての中小企業活性化補助金(経済産業省)の活用。			D	平成16年度新規事業「生涯学習分野におけるNPO支援事業」においては、学習ニーズに的確に応えていくために、NPOとの連携により、多くの学習機会を整備したり、新たな価値の創造による新たな学習システムを開発する事業を展開しています。(平成17年度も引き続き、概算要求しているところです。)	-	東京都	日興ユーティリティ証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	金融庁 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	0810440
1446	14462020	文部科学省	地域資本市場創成において中心となるのが住民の投資資金の顕出化であるが、その為には市場と住民との間に「対話システム」が構築されかつ有効に機能することが重要である。その一つの機能として市場(地域NPO)が投資教育を行いながら投資需要の調査を同時に行う仕組み、すなわち、住民側から見れば債券などの資本市場の仕組みを学びながら、自分の資金が地域の何の投資に何処くらい出していけるか考えることができる仕組みの構築が重要である。実際には投資教育を行いながら、投資需要の調査を行う調査員が必要なのだが、この業務は定期的・一時的であるため、地元金融機関などの元勤務者の臨時雇用で行うのが現実的である。この人的コストに関して、住民への投資教育という生涯学習と雇用創出への補助金の連携がなされれば、地域資本市場の早期実現が可能となると考える。			D	平成16年度新規事業「生涯学習分野におけるNPO支援事業」においては、学習ニーズに的確に応えていくために、NPOとの連携により、多くの学習機会を整備したり、新たな価値の創造による新たな学習システムを開発する事業を展開しています。(平成17年度も引き続き、概算要求しているところです。)	-	東京都	日興ユーティリティ証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	金融庁 文部科学省 厚生労働省	0810130
1452	14522010	文部科学省	大規模改造事業の補助対象工事のうち、地域開放促進への重要なファクターとなる、内部改修工事(トイレ改造)及び空調設置工事においては、従来、単独で行う場合1学校につき、補助対象工事費の下限額を400万円、上限額を2億円としてきたが、1学校についての補助では、市内学校への事業拡張は進展しないので、補助下限額及び上限額を変更せずに、市内学校総体を補助対象とするものである。	公立学校施設整備費国庫補助要項	国庫補助については、学校毎に申請・補助する制度となっています。	B-1	現行制度においては、学校ごとに申請・補助する制度となっていますが、地方の裁量が高めるため、地方自治体ごとに補助するよう改める予定です。	-	神奈川県	小田原市	地域の心が行き交う学校づくり構想	文部科学省	0810020

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1452	14522020	文部科学省	屋外教育環境整備事業の補助対象施設を、屋外運動場、防災広場に限定し、さらに、地域開放を補助の条件とする。	公立学校施設整備費国庫補助要項	「屋外教育環境整備事業」の中で屋外運動場、屋外学習施設、防災広場を補助対象としています。	C	屋外教育環境整備事業は、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、学校の屋外教育環境の整備充実を図ることを目的としており、地域のニーズや実情に対応するため、屋外運動場、屋外学習施設、防災広場の3つのメニューで補助を行っているところです。ご提案のように、補助対象施設を屋外運動場及び防災広場に限定することは、児童生徒の教育活動に資する屋外学習施設を除外することになり、当初の事業目的が達成できないと考えます。また、現在の事業執行にあたっては、地域開放を積極的に行う既にお願しているところであり、今後も地域開放を踏まえた屋外教育環境整備事業を推進していきます。なお、屋外教育環境整備事業を地域・学校連携施設整備事業に含め、地域の拠点づくりにする提案については、既に双方の事業を有機的に活用することで地域の拠点づくりとして整備することが可能となっております。	-	神奈川県	小田原市	地域の心が行き交う学校づくり構想	文部科学省	0810040
1469	14692010	文部科学省	非常勤講師を新たに確保し、 1)児童生徒に対する基礎・基本の確実な定着や発展的な学習の支援 2)理数離れを防ぎ科学技術立国を支える人材の育成 3)進展する国際化に対応した指導の充実 4)情報リテラシーの向上やそのモラル・マナーの徹底を図る。	-	-	D	非常勤講師の活用については、各学校において多様な人材を活用したきめ細かな指導や特色ある取組みを一律推進していくため、教職員定数を非常勤講師の数に換算し、常勤の教職員に代えて国庫負担の対象とすることが可能です。 また、平成16年度から実施している義務教育費国庫負担制度の総額裁量制により、各県における自由度が高まり、非常勤講師を多く任用するといったことが可能になっています。	-	富山県	富山県	とやまの教育ルネッサンス構想	文部科学省	0810220
1477	14772010	文部科学省	競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう、これまでの実績等をもとに「関西州(産業再生)特区」に対して枠配分を行うこと。  個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各省庁から「特区」の組織に移譲すること。	-	競争的資金は、研究開発における競争的環境を醸成すべく、各制度毎にその趣旨に応じた配分をおこなっています。地域科学技術振興については、知的クラスター創成事業等を推進しており、クラスター形成を進めている地域が主体的に策定した事業計画に基づく(大学・研究機関への産学連携研究費等を有効かつ効率的に配分しています。	C	現在の文部科学省の競争的資金は、その審査が科学的・技術的観点からの評価を中心とするものなので、広く全国から公募した研究課題について、特定の地域科学技術振興を主目的として審査を行うことは、制度の趣旨になじみません。なお、地域における研究開発から事業化への一貫した事業の実施については、総合科学技術会議が、関係府省が連携し政府一体となって取り組むべきテーマとしてあげている連携施策群「地域クラスター」などを踏まえ、経済産業省をはじめとした関係府省との更なる連携強化を図ってゆくこととします。	-	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	政策連携による次世代産業創出事業の推進	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	0810270
1499	14992020	文部科学省	アイランドシティでは、高度な先進医療の集積を図り、「健康未来都市づくり」を推進している。西日本の先端的な医療産業の集積、医療の質の向上をめざし、医療分野におけるアジアへの貢献に寄与する民間プロジェクトを誘致するため、民間資金の誘導を促進する(仮)高度先進医療ファンドの創設を提案する。	-	粒子線高度がん治療促進研究施設整備事業については、平成13年度まで行われていたが、現在は行っていません。	C	本提案の実現には、新制度の創設が必要であり、現在の厳しい財政事情に鑑みて、概算要求へは反映しておらず、検討も困難である。	-	福岡県	福岡市	九州・アジアの賑わいの都「福岡」	文部科学省 厚生労働省 内閣府	0810260
1509	15092010	文部科学省	東海地震発生の可能性が懸念される中、当市においても地域防災計画を策定し、各種防災活動の総合的かつ計画的な実施を図っており、現在市内小中学校をはじめ、民間住宅に対する耐震補強、診断を重点事業として取り組んでいる。災害時の市民の生命や財産を保護し、被害を最小限に軽減するため、今後更なる取り組みを推進する必要があるが、その際次の様な問題点が考えられる。  各公共施設や民間住宅などに関する国庫補助負担金は、同一の目的であっても、所管省庁がその施設の管轄ごとに分散されている。その他、道路、鉄道、電力、上下水道、ガス等のライフライン整備についても同様の状態である。したがって、各分野での耐震に対する一体整備を実施する際にも、その手続きに膨大な事務量を要することが足かせとなり、効率的な資金運用の弊害となっているだけでなく、計画的なまちづくりが実施しにくい状況にあり、地域裁量が発揮しにくい。  国の財政措置は、対象施設によっては国庫補助負担金ではなく、起債対象としてその事業を認めているものもあるが、現在の市の財政状況では起債による事業実施には限界があり、事業進捗が遅れる、または滞ることが想定される。  現実として、単一の自治体においても、各地区ごとにコミュニティが形成され、防災時の取り組みや利用施設も市内全域で統一ではない。従って、市内の公共施設等を「点」で整備するのではなく、各エリアごとに必要な避難所、病院等を「面」としてとらえ、総合的に整備していくことが必要であり、国庫負担補助金が一元化されることで、自治体の裁量において、地域の特性に合わせた耐震事業が計画的に実施できる。	(法律) 児童福祉法第39条、第52条、第54条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法 (要綱) 公共施設等耐震化事業要綱 社会福祉施設等施設整備事業負担(補助)金交付要綱 (優良建築物等整備事業制度要綱 市街地再開発事業等補助要綱 公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目(昭和55.7.23文管助217) 公営住宅等関連事業推進事業制度要綱 公営住宅等関連事業推進事業補助要綱	各公共施設や民間住宅などに関する国庫補助負担金は、同一の目的であっても、所管省庁がその施設の管轄ごとに分散されている。	B-2	提案内容について、関係省庁とともに連携も含めそのあり方について検討を行う予定です。	-	愛知県	犬山市	犬山安心・安全まちづくり推進構想	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	0810460
1520	15202020	文部科学省	自治体を持つ「可動床式運動浴槽」を有する健康増進施設について、民間事業者が運営ソフトを導入し、地域住民の疾病予防、健康増進活動をおこなう時、施設整備費のみでなく立ち上げ期間に必要な運営ソフト費用にも活用できるよう、地方スポーツ振興費補助金を廃止し、それを財源として「予防医療、介護」に役立つものであれば使途を一切限定しない形で自治体が使えらる「予防医療、介護交付金」を創設すべきである。	スポーツ振興法第20条	地方スポーツ振興費補助金は、地方公共団体が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の一部を補助するものです。	C	地方スポーツ振興費補助金は、我が国の体育・スポーツの振興を目的とし、地方公共団体が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の補助を行うもので、スポーツ指導者の養成活用など、高齢者に限らず国民誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりのための補助制度です。したがって、当該補助金を廃止し、目的を予防医療・介護に限定した交付金を創設すると、上記目的が達成できなくなりますので、概算要求において対応しておらず、検討も困難です。	-	長野県	有限会社777	健康増進施設活性化プロジェクト	文部科学省	0810350

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1526	15262010	文部科学省	小学校、幼稚園、児童館に関する補助金について、包括的に一本化して交付する制度として統合する。各施設の補助基準についても、施設・設備の共同利用が図れるように要件の改善を行う。		保育所及び児童館は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設です。	C	公立学校施設については、複合施設として整備する場合、その施設の有機的な連携を図る整備について国庫補助の対象としているので、目的の異なる補助金を統合することなく、現行制度で対応が可能です。なお、現在、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、その財政措置等の在り方も含め検討中です。		東京都	千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想	文部科学省 厚生労働省	0810180
1530	15302010	文部科学省	(地域参加型のクラブチームを活性化させる環境整備) 企業が所有する施設を市が管理・運営する選手寮として活用するための施設整備(改修)に対する補助金の弾力的運用	スポーツ振興法第20条	社会体育施設整備費補助は、地方公共団体が行うスポーツ施設の整備に要する経費の一部を補助するものです。	C	スポーツの振興上の課題の多くが公の施策の不足にあるという考えに基づき、スポーツ振興法が策定され、現在、地方公共団体のみを対象にスポーツ施設の整備に対する補助を行っているところであり、厳しい財政状況等も助産して、企業等に対する補助は、概算要求に反映してならず、検討も困難です。	-	福岡県	北九州市	スポーツを活用した地域振興	文部科学省	0810110
1567	15672010	文部科学省	バイオマス利活用の推進に関して、各省庁横断的な課題や一元的に取り組むべき施策が多く、関係省庁が多岐にわたり関連事業も分散している。その結果、事業の調整手続きに時間を要したり一体的な施策展開が困難となっている。バイオマスの利活用を効果的に進めるためには、各地域の状況に応じた関係者の連携を基礎に、バイオマスの発生から消費までをつなぐ循環システムを構築する施策展開が不可欠であり、条件整備も一体的に行う必要がある。このため、国における総合的な調整や情報提供などを行うワンストップの窓口を設置し、各自治体や民間企業からの提案公募の下に、既存の事業や省庁の枠にとらわれずバイオマス利活用推進への助成を行う、「バイオマス振興調整費」(仮称)や特別交付金といった弾力的に予算を活用できる制度の創設を提案する。	バイオマス・ニッポン総合戦略 平成14年12月27日閣議決定	「バイオマス・ニッポン総合戦略」の趣旨を踏まえ、バイオマスの利活用に係る関係府省の一層の連携と機動的な対応を図るため、関係施策の調整等を行うことを目的として、関係府省の局長レベルで構成するバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を設置しています。	C	バイオマス関連施策については、すでにバイオマスニッポン総合戦略推進会議が設置され、文部科学省はこれに参加し各省と緊密な連絡体制をとりつつ、施策間の連携を図っているところであり、更なる組織の新設及び新たな予算措置は困難です。なお、地域におけるバイオマススタウン構想の実現に向けては、関係府省の連携強化を図っていくこととしています。	-	千葉県	千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	文部科学省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省	0810280
1573	15732010	文部科学省	現行の補助対象が、社会福祉法人又は学校法人に限られている幼稚園又は保育園の施設整備費補助及び運営費補助について、幼保の合築施設を運営する法人に限り、学校法人又は社会福祉法人何れか一方の法人が、両方の法人格を所有しているものとみなし、当該補助の対象としていただきたい。当市の提案は、幼稚園・保育園の合築施設を民間の法人が運営するという民間活力の導入により地域再生を図ろうとするものであり、幼保一元的に保育を進める上で合築施設の運営法人は、一つであることが望ましいと考えている。将来において、合築施設への新たな補助制度の整備を期待するが、現状において民間による合築施設の整備推進のためには、上記取扱いにより対応していただきたい。	私立学校振興助成法第9条、私立学校振興助成法第10条	都道府県が、その区域内にある幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、その一部を補助することができる。国又は地方公共団体は、学校法人に対し、経常的経費以外の補助金を支出することができます。	C	私立幼稚園の設置者は学校法人でなければならないのが原則であり、社会福祉法人も含め学校法人以外が私立幼稚園の設置者となることは例外的に認められているものです。したがって、社会福祉法人も含め学校法人以外の私立幼稚園の設置者について、このような助成措置を行うことは、設置者の特性や役割等を踏まえて助成措置を行うこととしている法体系に即しないものであり困難であると考えております。なお、現在、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、その設置主体、財政措置等の在り方も含め検討中です。ただ、予算措置の具体化は、平成18年度においてなされるものであるため、平成17年度概算要求において反映してならず、その検討も困難です。	-	静岡県	掛川市	幼保一元・保育一元地域再生構想	文部科学省 厚生労働省	0810190
1582	15822020	文部科学省	私立幼稚園施設整備における補助対象事業者に社会福祉法人等を加える。	私立学校振興助成法第10条、私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱	国又は地方公共団体は、学校法人に対し、経常的経費以外の補助金を支出することができます。	C	私立幼稚園の設置者は学校法人でなければならないのが原則であり、社会福祉法人も含め学校法人以外が私立幼稚園の設置者となることは例外的に認められているものです。したがって、社会福祉法人も含め学校法人以外の私立幼稚園の設置者について、このような助成措置を行うことは、設置者の特性や役割等を踏まえて助成措置を行うこととしている法体系に即しないものであり困難であると考えております。なお、現在、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、その設置主体、財政措置等の在り方も含め検討中です。ただ、予算措置の具体化は、平成18年度においてなされるものであるため、平成17年度概算要求において反映してならず、その検討も困難です。	-	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	文部科学省	0810230
1582	15822040	文部科学省	私立の幼稚園、保育所の運営費支援制度を弾力化する。	学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて(文部科学省私学部長通知)	通知では、学校法人が認可保育所を設置する場合の会計処理上の取扱い等を示しています。	E	本提案で指摘された通知は会計基準等に関するものであり、補助事業の基準を示すものではありません。なお、現在「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、その財政措置等の在り方も含め検討中です。	ご指摘の通知は、学校法人が認可保育所を設置する場合の会計処理上の取扱いとして、学校法人と認可保育所とでどのように資金が使われたかを正確に記録することを求めているものです。それ以上に、資金をどのように使うかについて制限しているものではありません。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	文部科学省 厚生労働省	0810240

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1625	16252010	文部科学省	年間を通した体験活動である山村留学に対する支援につながるよう、子どもたちの自然体験活動に関する補助金の用途を拡大し、山村留学の呼び水となる試行的な短期の自然体験活動に対しても補助できるよう、地域の自主裁量が広い補助金とする。また、山村留学に関する情報提供への支援を行う。	スポーツ振興法第20条	青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図ることを目的として、原則として連続2週間の青少年長期自然体験活動推進事業を行っています。ただし、不登校児童生徒や障害がある青少年等配慮を要する青少年を対象とする場合などは、期間を数回に分けて通算で14日間程度として行うこともできる取扱となっています。	A	年間を通した体験活動である山村留学の取組は子どもの自然体験活動を推進する上で重要であると考えているため、山村留学の呼び水としての試行的な短期の自然体験活動及び山村留学に関する情報提供に対する支援が可能となる方向で平成17年度要求に盛り込むこととしています。	-	島根県	大田市	長期山村留学(生活・自然体験活動)の推進にかかる諸施策の実施	文部科学省	0810080
1629	16292030	文部科学省	子どもゆめ基金について、目的の合致する事業を実施しようとするのであれば、独立行政法人も助成対象団体とするこ	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法第10条第7号	21世紀を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行っています。	C	子どもゆめ基金は、(独)国立オリンピック記念青少年総合センターが運営方針を策定・実施している事業ですので、文部科学省としては対応できません。	-	茨城県	茨城県	つくばスミニオンプロジェクト	文部科学省	0810470
1634	16342010	文部科学省	本市では「民学産公」の連携・協力により、教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク機能を持つネットワーク大学(仮称)の開設を予定している。 しかし、こうした構想を実現するには、産学官共同の研究開発の成果を事業化に効果的に結び付けていくことが重要であるが、既存の産学連携関連支援施策は、対象分野や実施主体、研究目的等が非常に細分化・具体化されており、地域主導で効率的な事業実施を行う観点からは、使い勝手が悪いため、関連する国庫補助金の統合・一元化を図り、地域の自主裁量を拡大した事業を創設する。	-	知的クラスター創成事業では、全国18地域において、地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指しています。	1:C 2:A	1. 各省で行われている産学官連携関連支援施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした目的が異なる施策を整理・統合化し、地域の自主裁量を拡大することは、一部の施策目的が達成されないおそれが生じることから適当ではありません。 2. 一方、ご提案にもあるように産学官共同の研究開発の成果を事業化に効果的に結びつけることが重要であることに鑑み、「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」との連携を強化すべく、17年度においては、産業クラスター計画参画機関のニーズに基づく新規共同研究の実施等の方策として「産業クラスター連携プロジェクト」を創設することを概算要求に反映しているところです。また、総合科学技術会議では関係省庁が連携し政府一体となって取り組むべきテーマを連携施策群として積極的に推進することとしており、その一つとして「地域クラスター」が指定されています。	-	東京都	三鷹市	産学官連携事業における補助金の再編	文部科学省 経済産業省	0810290